



八 監 第 4 5 号  
令 和 5 年 5 月 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果  
を参考として講じた措置の公表について

令和5年2月9日付け八監第443号により提出した令和4年度監査  
（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措  
置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委  
員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次の  
とおり公表します。

| 対象機関         | 区分   | 所見及び措置内容   |
|--------------|------|--|
| 学務課          | 指摘事項 | <p>1 物品管理事務の手續について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>購入価格が10,000円未満の物について、令和5年3月31日に備品台帳より削除した。</p>   |
| 生涯学習振興課（公民館） | 指摘事項 | <p>1 物品管理事務の手續について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>阿蘇公民館が保管する通常はがき及び往復はがきについて、物品等出納簿と現物との照合を行ったところ、合計3枚の亡失が認められた。</p> <p>また、物品等を亡失した際に必要となる、八千代市財務規則（平成8年規則第15号）第312条の規定による事故届出書及び事故報告書の提出がされていなかった。</p> <p>このことから、同条による手續を速やかに行うとともに、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>阿蘇公民館において、物品等出納簿及びはがき等の保管場所について、改めて徹底した調査を行った結果、通常はがきについては、保管していた使用済の通常はがきが見つかったことから、亡失の事実はなく、使用者の錯誤により物品等出納簿へ誤った枚数を記入したことが原因であったことが判明しました。また、往復はがきについては、使用者がはがきの不足額分として必要となる切手の使用枚数についてのみ記入をし、往復はがきの使用枚数についての記入を失念したことによるものであると判明しました。</p> <p>いずれの場合につきましても、管理者による確認も十分ではなかったことから、今後におきましては、物品等出納簿の様式を改めると共に、複数人による確認を徹底することとし、適切な物品管理事務に努めてまいります。</p> |